

上 申 書

平成27年8月6日

上川陽子法務大臣 大臣官房秘書課

FAX03-3592-7393

寺田逸郎最高裁長官

FAX03-3264-5691

衆議院決算行政監視委員会

行政に関する苦情係 岩本担当

TEL03-3581-5111

FAX03-3581-7731

内閣府人事局 岡部担当

TEL03-5253-2111

FAX03-3502-0602

西川克行札幌高検検事長

FAX011-222-7357

損保ジャパン日本興亜社長

札幌自動車保険金サービス課 越後屋特命課長

FAX011-241-2887

〒007-0862 札幌市東区伏古2条4丁目8-14

山本弘明

TEL011-784-4060

FAX011-784-5504

- 1、 本日札幌地裁民事3部3係、和田書記官と総務課堤課長に電話で確認した”国、裁判所が民間事業者弁護士に国の守秘情報を垂れ流し、違法公務遂行の指示を仰ぎ、実行している事実”を追加で伝えます、詳細は別紙懲戒請求書を確認下さい。
- 2、 和田書記官は「国が情報守秘責任を果たし、国が合憲、合法を果たして行う責任を負っている特別送達執行公務を憲法、法律違反で成功と偽装出来る方法を、沼上弁護士に指示を仰ぎ、指示通り違法な特別送達執行公務を無し、訴訟詐欺を成功させ、沼上弁護士に犯罪公務遂行による利得を得させた事実を認め、一切憲法、法律による合憲、合法根拠は無いです、とも認めています」

- 3、 札幌地裁総務課堤課長は「明るく、旭川地方検察庁、福崎公判検事が、検察庁、検事が国家公務員法規定で守秘責任を負っている情報を、民間に喧伝し、犯罪を行わせた実例も用い” 弁護士が民間事業者だから、裁判所、検察庁が守秘責任を負っている情報は流せないとの認識から無かった、弁護士に（違法公務も含め）公務遂行方法の指示を仰ぎ、指示を受けて公務を遂行してはならない、とも考えていなかった、裁判所、検察庁共に、国中同じ違法公務を行っています”」と認めています。

懲戒請求事実証明追加

平成27年8月6日

〒060-0001

札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7階

札幌弁護士会会長 殿

TEL 011-281-2428

FAX 011-281-4823

※ 今月2日に懲戒請求を行った、作間豪昭、沼上剛人弁護士に対する懲戒請求に、
本懲戒請求を更に正当とする新たな公文書証拠と、調査事実を加えます。

懲戒請求者の氏名、年齢、及び住所

氏名 山本弘明

年齢 62歳

住所 〒007-0862

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

懲戒請求手続き済弁護士 作間豪昭、沼上剛人弁護士

1、この二名に対する懲戒請求手続きが、正当な懲戒請求である事を更に証明する公文書証拠と、事実調査結果を追加で証明致します。

(1) 別紙札幌地裁民事3部3係、和田浩孝書記官作成、平成27年(ワ)第307号民事事件、訴訟提起弁護士沼上弁護士事件の電話聴取書、平成27年4月13日付公文書記載事実について、和田書記官から電話にて聞き取り、次の事実であると知らされた。

(2) 和田書記官は、訴訟相手から、国家公務員による合憲、合法を果たした送達以外受けない、と通告され、合憲、合法を果たした特別送達執行公務遂行をせず、詐欺による特別送達成功を果たす方法はないかと、沼上弁護士に電話をなし、特別送達執行公務が合憲、合法に遂行された、と偽り、通せる方法を教授願う、と願い出、沼上弁護士は”裁判所、国が職権で行う特別送達執行公務遂行を、国家公務員法、民事訴訟法第98、99条規定違反で合憲、合法に遂行が果たされた、と偽る手として”特別送達執行公務遂行を、普通郵便送付行えば、合憲、合法に特別送達執行公務が果たせた、と偽り、通せるから、それをなすよう”国に指揮した、との事であった。

2、この和田書記官と沼上弁護士との詐欺特別送達執行公務には、合憲、合法は存在しておらず、又「特別送達執行公務は、憲法、法律を守り、国が職権で行う公務であり、和田書記官は沼上弁護士に対し、国家公務員法第54条違反、公務遂行上知りえた守秘情報を民間人の沼上弁護士に不当に流し、犯罪による利を得た行為である。

国が職権で行う公務を、詐欺手段で合憲、合法に遂行した、と偽って通せる手口を、国家資格者の沼上弁護士に国が教授を願い出て、沼上弁護士は法律家、国家資格を持った唯の民間人でありながら、和田書記官と共謀して、詐欺特別送達が合憲、合法になされた、と偽る手を伝授し、国に訴訟詐欺を行わせ、訴訟詐欺を成功させ、訴訟提起弁護士の立場で訴訟詐欺を成功させて貰う利を得たのである」

3、この特別送達執行公務を国家公務員法、民事訴訟法第98～101条違反だが、合憲、合法になされた、と偽り、通す犯罪を作間弁護士も、山本（娘にも）相手に凶行した事実が有る、別紙平成26年11月6日付、警察発行110通報記録もその事実を更に証明する公文書である。

4、この通報記録記載にもある通り「作田弁護士は、札幌地裁に虚偽の交通事故事件を事実と作り変え、通すべく民事訴訟を、阿部研斗を偽り、提起した事実が有る、作間弁護士、損保ジャパンが当方に言い募った事である”しかし当方から、郵便事業民営化により、特別送達思考公務遂行を、民間人の郵便事業者は行えないので、国家公務員の執行官による送達執行公務のみ受ける”と通告されたが、国家公務員法、民事訴訟法第98～101条規定を守らず、詐欺特別送達執行公務を成功と偽り通したい裁判所、民事総務課田中課長は、丘珠郵便局職員及川（元警察官）立花部長を当家に指し回し、当方を強圧を持ち脅し続け、この犯罪送達を成功させんとしたが、及川部長、当方共に呼んだ警察官に及川部長は、国家公務員による合憲、合法的送達を受ける、と山本さんは法務省等に公式に文書も出してある、裁判所にこの合法送達をさせるよう告げよ”と言われ、帰った事実が有り、こうした裁判所、郵便局員による犯罪特別送達成功未遂事実を、当方から伝えられ、作間弁護士、損保ジャパンも熟知していた。

5、合憲、合法的に特別送達執行公務の遂行をせず、詐欺送達で合憲、合法的に送達がなされた、と偽り、通したい裁判所と作間弁護士は共謀し、当方が加入しているJA任意自動車共済提携弁護士、田中燈一弁護士に「合憲、合法的に特別送達執行公務が果たせず、訴訟を合法に行えぬので、JA任意自動車共済を通じ、山本に詐欺訴訟に参加するよう説得願う」と、訴訟詐欺事実等守秘情報を流し、JAを通じて当方にこの内容「訴訟詐欺に参加願います、と、合憲、合法的に民事訴訟が遂行出来ず困った作間弁護士から連絡を受けた、田中燈一弁護士よりJA連絡

が来ました、なにとぞ詐欺訴訟に参加願いたい」と連絡が来た事実が有る。

6、この訴訟詐欺二例は「共に弁護士、民間人が裁判所、国と共謀して訴訟詐欺を成功に持ち込んだと言う、重大な国策犯罪であり、とうてい看過出来ぬ国家犯罪、弁護士犯罪であるから、弁護士会としても、事実を徹底的に調べ、法を持った答えを出すよう求める」

7、なお「札幌地裁総務課、堤課長は”国、裁判所が個人事業者の弁護士に”こうした国が守秘すべき情報を流し、憲法、法律に背く公務遂行の指示を請い、国が民から（違法な）公務遂行の指示を受け実行する事が、先ず国家公務員法違反との認識自体持っていなかった”日本中の検察、裁判所で行われている違法行為でしょう”と認めて答えている事実も記載する」

巡查部長 飯谷 茂吉
巡查 佐藤 真悠子

JP 日本郵便

第二配当課
部長

立花 浩一

日本郵便株式会社 札幌郵便局
〒007-8766 札幌市中央区南一条西五丁目7番地7
TEL: 011-787-5368 FAX: 011-787-5372
<http://www.post.japanpost.jp/>

〒

丘珠郵便局

総務課
課長

及川 雅晴

〒007-8799 札幌市東区丘珠90番地7
TEL: 011-787-5361 FAX: 011-787-5369
<http://www.post.japanpost.jp/>

JP 日本郵便

別記第2号様式（第3条、第5条関係）

個人情報開示請求書

平成27年1月8日

北海道警察本部長 様

住所 札幌市東区伏見2条4丁目8番14号

氏名 山本弘明

連絡先

電話番号 080-8092-198

北海道個人情報保護条例第14条第1項又は第2項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

1 請求に係る個人情報の内容	平成26年11月4日、私の自宅に郵便局員が印しかけを来たため、私が私の携帯電話(080-8092-198)から110番通報した事により作成された110番通報記録(1)閲覧又は複製(2)写しの交付(警察署に交付)
2 開示の区分(希望する開示方法の番号を○印で囲んでください。)	(1) 閲覧又は複製 (2) 写しの交付

法定代理人による請求の場合には、次の3及び4の欄にも記入してください。

3 本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	電話番号
4 本人の未成年者又は成年被後見人の別(該当する番号を○印で囲んでください。)	(1) 未成年者	(2) 成年被後見人

次の5から9までの欄は、記入する必要がありません。

5 請求者の本人確認	(1) 運転免許証 (2) 健康保険の被保険者証 (3) 旅券 (4) その他 ()
6 請求資格確認	(1) 法定代理人 () (2) その他 ()
7 受付年月日	平成27年1月8日
8 担当部課等	札幌市東区伏見2条4丁目8番14号 電話 011-251-0110(内線) 3614
9 備考	

- 注1 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 注2 法定代理人による請求又は死者の個人情報の請求の場合には、注1の書類のほか、その資格を証明する書類(戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。
- 注3 電磁的記録の開示は磁気テープ、磁気ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクにあっては複製又は写ししたものの交付により行い、その他の電磁的記録にあっては複製に出力したものの閲覧又は写しを交付することにより行います。
- 注4 その他の電磁的記録のうち電磁的記録による閲覧や複製又は電磁的記録媒体等に写ししたものの交付の方法による開示の実施をすることができるとする特性を有するものについては、その方法によることもできますので、希望するときは、開示方法を具体的に2の欄の()内に記入してください。
- 注5 開示は、A判4番綴りとする。



番号	0553	回線	テレコム	テレコム#1
受付	14年11月06日	16時21分	~	16時24分
発生	14年11月06日	16時21分	頃	0 分前
件名	もめごと	続報		重要
通報	0551	タクシー		
受理者		42	交番	東苗穂
管轄	東		系	3 方面
場所	東区伏古二条4丁目8番地 4号			
山本				
通報者	当事者	男	搬送	通報手段
氏名	有限会社エツチエイ	国籍		IP電話
電話	011-784-4060		011-784-4060	
住所				
公衆		非常		発着地
目標				
転送先			転送受者	
指令元	東	16:23	指令受者	
指令者		手配先		
出勤	不要	ら車	他車	執行
現着1	PC着	:		
現着2	PE着	:		
現着3	事務着	:		
検	保	救	結果報告者	
結果	続報	16:24	回答	

合. (5511)
 郵便局を乗利
 男 2人が来訪。
 郵便物を押つけて
 行こうとしている。
 知人(行政書士)と一緒に
 居る。自地タスキ
 当)ヤマゼットコフキ 田

記事